



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月4日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「地方職員共済組合長野県支部」を「全国知事会 地方職員共済組合長野県支部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



### 長野県告示第88号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

第2条中「身体が強健で」を削り、同条第1号中「(コにあつては、助産師の業務に限る。)」を削り、同号のア中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された市町村の」を「別表に掲げる」に改め、同号のコを削る。

第6条第1号中「(様式第2号)」を削り、同条第3号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他知事が必要と認める書類

第9条中「毎月」を「各年度分を4分して、各四半期の期間中に当該四半期分を」に改め、同条ただし書中「数か月分を」を「当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期分」に改める。

第12条第1項第2号、第4号及び第5号中「コ」を「ケ」に、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第13条第1項第1号及び第4項中「コ」を「ケ」に改める。

第14条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第15条第2項第1号中「コ」を「ケ」に改める。

第16条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第18条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第19条第1項中「様式第9号」を「様式第8号」に、同条第2項中「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

第20条中「コ」を「ケ」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

本則の次に次の別表を加える。

(別表) (第2条関係)

長野市（旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村、旧上水内郡鬼無里村、旧上水内郡信州新町及び旧上水内郡中条村の区域に限る。） 松本市（旧東筑摩郡四賀村、旧南安曇郡奈川村及び旧南安曇郡安曇村の区域に限る。） 飯田市（旧下伊那郡上村及び旧下伊那郡南信濃村の区域に限る。） 伊那市（旧上伊那郡高遠町及び旧上伊那郡長谷村の区域に限る。） 大町市（旧北安曇郡八坂村及び旧北安曇郡美麻村の区域に限る。） 飯山市 塩尻市（旧木曾郡植川村の区域に限る。） 佐久市（旧北佐久郡望月町の区域に限る。） 南佐久郡のうち小海町、南相木村及び北相木村 小県郡長和町 上伊那郡中川村 下伊那郡のうち阿南町、阿智村（旧下伊那郡浪合村及び旧下伊那郡清内路村の区域に限る。）、平谷村、根羽村、壳木村、天龍村、泰阜村及び大鹿村 木曾郡 東筑摩郡のうち麻績村、生坂村及び筑北村 北安曇郡小谷村 下高井郡 上水内郡信濃町及び小川村 下水内郡

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とする。

様式第4号の注中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とし、様式第8号を様式第7号とし、様式第9号を様式第8号とし、様式第10号を様式第9号とし、様式第11号を様式第10号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金（大学院修士課程に在学する者に係るものと除く。）の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）第12条第1項第2号、第4号及び第5号、第13条第1項第1号及び第4項、第15条第2項第1号並びに第20条の規定の適用については、改正後の規程第12条第1項第2号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは地方独立行政法人長野県立病院機構が設置する病院（助産師の業務に限る。以下「機構病院」という。）」と、同項第4号及び第5号、改正後の規程第15条第2項第1号並びに第20条中「ケまで」とあるのは「ケまでに掲げる県内の施設等若しくは機構病院」と、改正後の規程第13条第1項第1号及び第4項中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は機構病院」とする。

医師・看護人材確保対策課

**長野県告示第89号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称 長野県精神保健福祉センター	所 在 地 長野市大字下駒沢618-1	指定した年月日 令和3年1月26日
--------------------------	------------------------	----------------------

保健・疾病対策課

**長野県告示第90号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## (登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称 北信広域連合	事業所の名称 老人ホームてるさと	事業所の所在地 飯山市大字照里2000	登録した年月日 令和3年3月1日
------------------	---------------------	------------------------	---------------------

## (登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称 北信広域連合	事業所の名称 老人ホームてるさと	事業所の所在地 飯山市大字照里2000	登録した年月日 令和3年3月1日
------------------	---------------------	------------------------	---------------------

## (登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称 北信広域連合	事業所の名称 老人ホームてるさと	事業所の所在地 飯山市大字照里2000	登録した年月日 令和3年3月1日
------------------	---------------------	------------------------	---------------------

## (登録特定行為事業者 認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称 ぐるり株式会社	事業所の名称 グループホームま花	事業所の所在地 伊那市西春近3282-173	登録した年月日 令和3年3月1日
-------------------	---------------------	---------------------------	---------------------

介護支援課

**長野県告示第91号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## (介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
北信広域連合	老人ホーム千曲荘	飯山市大字常郷163	令和3年2月28日
(短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
北信広域連合	老人ホーム千曲荘	飯山市大字常郷163	令和3年2月28日
(介護予防短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
北信広域連合	老人ホーム千曲荘	飯山市大字常郷163	令和3年2月28日

介護支援課

**長野県告示第92号**

諏訪市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和3年2月24日から令和3年3月26日まで

## 3 作業地域

諏訪市

建設政策課

**長野県告示第93号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県土尻川砂防事務所及び長野市役所に備え置きます。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
西裾花台	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から12号までを順次結んだ 線及び標柱1号と12号を結んだ 線に囲まれた土地の区域。	長野市	小鍋	地蔵平	114番170 141番 139番1 137番 193番 1059番 地蔵平	1号 2号 3号 4号 5号 6号及び7号 8号 9号 10号 11号 12号
	"	"	"	"	114番66 114番69 114番93 114番89	
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		
	"	"	"	"		

砂防課

**長野県告示第94号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

太田の沢、追引、北河原国道下、北河原JR下、北河原、南割1、日方磐、片見山上、片見山下、峯の田、板島1、本六3、本六2、本六1、本三2、本三3、本三1、豊岡3、与田切橋東、仏石、本郷JR上、本郷道の駅上、本郷JR下、日影坂、本一3、本一1、樽ヶ沢2、田の洞及び美沢

## 2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第95号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

久保2、北殿4、北殿6、北殿7、南殿1、田畠1、田畠4、田畠5、田畠6、神子柴3、神子柴5、田畠8、塩ノ井4、南殿4、田畠11、田畠13、田畠14、神子柴7、神子柴8及び沢尻3

## 2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第96号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

太田の沢、追引、北河原国道下、北河原JR下、北河原、南割1、日方磐、片見山上、片見山下、峯の田、板島1、本六3、本六2、本六1、本三2、本三3、本三1、豊岡3、与田切橋東、仏石、本郷JR上、本郷道の駅上、本郷JR下、日影坂、本一3、本一1、樽ヶ沢2、田の洞、美沢、日曾利2、豊岡6、豊岡7、

親町1、親町2、柏木1、柏木2、本六4、本六5、本六6、本三4、本三5、本三6、本三7、新屋敷、春日平1及び南割2

## 2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第97号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

久保2、北殿4、北殿6、北殿7、南殿1、田畠1、田畠4、田畠5、田畠6、神子柴3、神子柴5、田畠8、塩ノ井4、南殿4、田畠11、田畠13、田畠14、神子柴7、神子柴8及び沢尻3

## 2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第98号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

北割(1)、北割(2)、北割(3)、北割(4)、南割(3)、新田(3)、新田(4)、新田(5)、新田(6)、南割(4)、南割(5)、中越(2)、中越(3)、中越(4)、中越(5)、大久保(2)、つつじが丘(2)、つつじが丘(3)、つつじが丘(4)及び大原(2)

## 2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第99号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

太田の沢、追引、北河原国道下、北河原JR下、北河原、南割1、日方磐、片見山上、片見山下、峯の田、板島1、本六3、本六2、本六1、本三2、本三3、本三1、豊岡3、与田切橋東、仏石、本郷JR上、本郷道の駅上、本郷JR下、日影坂、本一3、本一1、樽ヶ沢2、田の洞及び美沢

## 2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第100号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

久保2、北殿4、北殿6、北殿7、南殿1、田畠1、田畠4、田畠5、田畠6、神子柴3、神子柴5、田畠8、塩ノ井4、南殿4、田畠11、田畠13、田畠14、神子柴7、神子柴8及び沢尻3

## 2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第101号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

太田の沢、追引、北河原国道下、北河原JR下、北河原、南割1、日方磐、片見山上、片見山下、峯の田、板島1、本六3、本六2、本六1、本三2、本三3、本三1、豊岡3、与田切橋東、仏石、本郷JR上、本郷道の駅上、本郷JR下、日影坂、本一3、本一1、樽ヶ沢2、田の洞、美沢、日曾利2、豊岡6、豊岡7、

親町1、親町2、本六4、本六6、本三4、本三6、本三7、新屋敷及び南割2

## 2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第102号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

久保2、北殿4、北殿6、北殿7、南殿1、田畠1、田畠4、田畠5、田畠6、神子柴3、神子柴5、田畠8、塩ノ井4、南殿4、田畠11、田畠13、田畠14、神子柴7、神子柴8及び沢尻3

## 2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第103号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

北割(1)、北割(3)、北割(4)、南割(3)、新田(3)、新田(4)、新田(5)、新田(6)、南割(4)、南割(5)、中越(2)、中越(5)、つつじが丘(4)及び大原(2)

## 2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

砂防課

#### 長野県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

唐松沢及び真米沢

2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

#### 長野県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

唐松沢及び真米沢

2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

#### 長野県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

唐松沢及び真米沢

2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供しま

す。）

砂防課

#### 長野県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

唐松沢及び真米沢

2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

#### 長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係面は、告示の日から令和3年3月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月4日

長野県北信建設事務所長 丸山進

1 道路の種類 県道

2 路線名 上越飯山線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常郷字蟹沢60番の20地先から 飯山市大字照里字北1162番の2地先まで	旧	m 8.9～25.0	km 0.6050
同上	新	10.8～25.0	0.6050

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月4日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

1 路線名 上越飯山線

2 供用を開始する区間

飯山市大字常郷字蟹沢60番の20地先から

飯山市大字照里字北1162番の2地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年3月4日

道路管理課

**選告示第5号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院長野県選出議員補欠選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和3年3月4日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

選挙管理委員会

**選告示第6号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、参議院長野県選出議員補欠選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めます。

令和3年3月4日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生  
日本放送協会  
株式会社長野放送  
株式会社テレビ信州  
長野朝日放送株式会社

選挙管理委員会

**長野県公安委員会告示第11号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年3月4日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社小諸自動車教習所	小諸自動車教習所	代表者の氏名	木島 和郎	原田 充	令和3年2月12日

東北信運転免許課